

岩手県立博物館 旧佐々木家及び旧藤野家(国指定重要文化財)施設利用規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、文化財保護法、博物館条例(岩手県)及び岩手県立博物館管理運営規則等に基づき、重要文化財建造物旧佐々木家及び旧藤野家住宅(以下「民家」という。)の文化的な施設利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設を利用できる期間)

第2条 民家の施設は、博物館の開館日に利用できる。

(利用できる時間)

第3条 民家施設の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時30分～午後4時30分までとする。(※準備・撤収時間を含む。)
- (2) 施設管理者は、必要があると認めるときは利用時間を変更することがある。

(施設利用の申請・許可)

第4条 民家利用手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 民家を利用しようとする者は、利用を希望する日の2週間前までに「民家施設利用申込書」を施設管理者に提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 民家を利用する者は、岩手県立博物館管理運営規則第4条に基づいて入館料を支払わなければならない。

(施設使用上の禁止事項)

第5条 民家の利用に際しては、次の行為を禁止する。

- (1) 汚損、滅失等、建物をはじめとする文化財を損なう行為。
- (2) 火器の持ち込み及び使用、喫煙。
- (3) 金品を徴収する営利活動。

(施設使用上の制限・許可事項)

第6条 民家の使用に際し、次の事項については、事前に施設管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 屋内及び民家展示敷地内での飲食。

(施設利用後の清掃及び点検)

第7条 民家を利用した者は、利用後に清掃を行い、施設管理者の指定する職員(守衛または学芸職員)の点検を受けなければならない。

(汚損等の届出及び賠償)

第8条 施設を利用した者が、建物や資料を汚損または滅失した場合には、速やかにこれを施設管理者に届け出なければならない。この場合、施設管理者は、汚損又は滅失した者に対し、原状回復または賠償を求めることがある。

(補 則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、博物館長が定める。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

平成21年 8月11日改訂。